

平成28年5月18日

社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会  
理事長 松尾典夫 様

監事監査報告書

私たち監事は、社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況及び財産の状況について下記のように監査を致しました。

1. 監査を行った日時 平成28年5月18日(水)  
午前 午後9時00分～12時00分
2. 監査を行った場所 北九州市立浅野社会復帰センター
3. 監査を行った会計 社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会  
平成27年度
- (1) 社会福祉事業区分
- ①法人本部拠点区分
  - ②北九州市立浅野社会復帰センター拠点区分
    - ア 就労移行支援事業
    - イ 就労継続支援B型事業
    - ウ 地域活動支援センター
    - エ 相談支援事業
    - オ 共同生活援助事業
  - ③ジョブサポートセンター黒崎拠点区分
    - ア 就労移行支援事業
  - ④ジョブサポートセンター八幡拠点区分
    - ア 就労移行支援事業
    - イ 自立訓練事業
- (2) 公益事業区分
- ①北九州市立浅野社会復帰センター拠点区分
    - ア 北九州市受託事業
  - ②ジョブサポートセンター八幡拠点区分
    - ア 社会福祉従事者等の研修事業

この監査にあたって、私たち監事は、関連する法令及び通知に従い、社会福祉法人監事監査要領に定められた監査手続きを実施致しました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の事業の執行状況を正しく示し、不審の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当法人の収入と支出の状況を正しく示し、不審の点はないと認めます。
- (3) 各会計の貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当法人の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 各会計の収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

監事 和田美記江 

監事 加藤哲夫 